

令和2年（2020年）4月30日

入室児童保護者 各位

越谷市長 高橋 努

学童保育室の臨時休室期間の延長について（お知らせ）

日頃から、本市の学童保育室の運営にご理解いただくとともに、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市の学童保育室につきましては、市内及び県内の感染症の状況に大幅な改善が見られないことや、埼玉県知事からの学校臨時休業期間の延長要請に基づき市内小学校の臨時休校が延長されたことを踏まえ、引き続き学童保育室を臨時休室することとしましたのでお知らせします。

なお、医療従事者や社会の機能を維持するために就業の継続が必要な方、ご家庭での保育が特に困難な方等については、これまでと同様に特例的な保育を実施しますので、下記のとおり手続をお願いいたします。

保護者の皆様には御不便をおかけしますが、新型コロナウイルス感染症の終息に向けた取組に、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 臨時休室期間

令和2年4月22日（水）から令和2年5月31日（日）まで

※感染症の状況や国・県の方針等を踏まえ、期間を変更する場合があります。

2 臨時休室期間においても保育（休室時保育）を利用できる世帯

保護者及び親族全員が以下の①から④までのいずれかに該当し、かつ在宅勤務や休暇等の調整がつかない世帯、または⑤に該当する世帯

なお、医療従事者については、保護者の1人が医療従事者、他の保護者が①～④以外の職種の方の場合にも学童保育室の利用ができます。

【裏面へ】

- ① 病院、薬局に勤務するなど、医療体制の維持に関する業務に従事
- ② 高齢者施設や障害者支援施設など、支援が必要な方々への保護の継続に関する業務に従事
- ③ インフラ（電力、ガス等）運営や飲食料品、生活必需品供給関係など、市民の安定的な生活の確保に関する業務に従事
- ④ 警察、消防、行政サービス、鉄道、運送、保育など、社会の安定の維持に関する業務に従事
- ⑤ その他、ひとり親世帯等で家庭での保育が特に困難な場合

3 臨時休室時における保育の利用手続

- (1) 「臨時休室時の学童保育室利用希望届」を、令和2年5月8日（金）までに、青少年課または学童保育室へ提出してください。なお、提出書類は、各学童保育室で配布しているほか、越谷市公式ホームページでダウンロードができます。※すでに届出をされている方は、再提出する必要はありません。
- (2) 利用時には、児童の健康状態を確認します。なお、37.5℃以上の発熱や風邪の症状がある場合は、学童保育室の利用はできません。

4 その他

- ・ 学童保育室の保育料については、利用実績に応じた減額をします。
※ 詳細については、令和2年4月24日付けの通知をご確認ください。
- ・ 在籍する児童又は職員が新型コロナウイルスに感染した場合は、学童保育室を閉室します。
- ・ 最新の情報は、**越谷市公式ホームページ**で御確認ください。

問い合わせ

青少年課

Tel 048-963-9158